

# 消費生活論

## 第13講 「繊維製品の「安全」」

三輪 聖子（岐阜女子大学）

## 【目的】

消費者安全法、消費生活用製品安全法、製造物責任法、有害家庭用品規制法といった「安全」に関する法律を理解し、日々安全に生活することができる。

## 【学修到達目標】

- ・ 繊維製品による身体・生命にかかわる被害について説明できる。
- ・ 消費者安全法、消費生活用製品安全法、製造物責任法、有害家庭用品規制法について説明できる。

## 2. 繊維製品の「安全」

### (1) 繊維製品による身体・生命にかかわる被害

#### ①皮膚への刺激・障害

- ・ 針の残留→ 衣服や寝装具などに残留したミシンの折れ針、しつけ針などによる皮膚刺激や引っかき傷の障害
- ・ 皮膚障害・物理的刺激→ 衣服と皮膚の接触や摩擦による刺痛(チクチク感)、かゆみが生じる
- ・ 皮膚障害・科学的刺激→ 繊維製品に化学的処理や加工がおこなわれていると処理剤に起因する物質が皮膚を刺激する。この刺激による皮膚炎にはアレルギー性皮膚炎と一次刺激性皮膚炎がある。

#### ②着火・表面フラッシュ

表面フラッシュ現象とは、わずかな炎の着火で短時間に衣類の表面を火が走る現象である。炎は透明に近いので明るいところでは、ほとんど目立たず、気付くのが遅れると地組織にまで延焼してしまう。表面フラッシュ現象が起こりやすい素材は、綿、レーヨンなどで生地が起毛されている毛羽立ちの多い衣服である。やけどや驚いて転倒してけがをする。

### (2) 「安全」に関する法律～消費者安全法～

繊維製品に関わる消費者事故等もこの仕組みの中で処理される。

### (3) 「安全」に関する法律～消費生活用製品安全法～

#### 目的

消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の防止を図るため、特定製品の製造及び販売を規制するとともに、特定保守製品の適切な保守を促進し、併せて製品事故に関する情報の収集及び提供等の措置を講じ、もって一般消費者の利益を保護すること（法第1条）

対象となる消費生活用製品とは、一般消費者の生活の用に供される製品をいうが、船舶、消火器具等、食品、毒物・劇物、自動車・原動機付自転車などの道路運送車両、高圧ガス容器、医薬品・医薬部外品・化粧品・医療器具など他の法令で個別に安全規制が図られている製品については、法令で除外している。

#### 特定製品の規制（PSCマーク制度）

- ・消費生活用製品のうち、構造、材質、使用状況等からみて、一般消費者の生命又は身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品は、「特定製品」として指定されている。
- ・特定製品の製造、輸入又は販売の事業を行う者は、PSCマークを付したものでなければ、販売・販売目的で陳列することができない。
- ・特定製品として指定されているものは10品目。そのうち特別特定製品として指定4品目。
- ・特定保守製品の適切な保守を促進（長期使用製品安全点検）

消費生活用製品の中で、消費者自身による保守が難しく、経年劣化による重大事故の発生のおそれが高い製品が「特定保守製品」として9品目指定されている。

## 特別特定製品以外の特定製品（6品目）



### 家庭用の圧力なべ及び圧力がま

内容積が10リットル以下のものであって、9.8キロパスカル以上のゲージ圧力で使用するよう設計したものに限る。  
対象となる例：圧力なべ、高圧力になる炊飯器

### 乗車用ヘルメット

自動二輪車又は原動機付自転車乗車用のものに限る。  
対象となる例：オートバイ乗車用ヘルメット、原動機付自転車乗車用ヘルメット

### 登山用ロープ

身体確保用のものに限る。  
対象となる例：ザイル

### 石油給湯機

灯油の消費量が70キロワット以下のものであって、熱交換器容量が50リットル以下のものに限る。

### 石油ふろがま

灯油の消費量が39キロワット以下のものに限る。

### 石油ストーブ

灯油の消費量が12キロワット（開放燃焼式のものであって自然通気形のものにあっては、7キロワット）以下のものに限る。

## 特別特定製品（4品目）



### 乳幼児用ベッド

主として家庭において出生後24月以内の乳幼児の睡眠又は保育に使用することを目的として設計したものに限るものとし、揺動型のものを除く。

対象となる例：ベビーベッド

### 携帯用レーザー応用装置

レーザー光（可視光線に限る。）を外部に照射して文字又は図形を表示することを目的として設計したものに限る。

対象となる例：レーザーポインター、レーザー照準器、レーザー光を放出するおもちゃ

### 浴槽用温水循環器

主として家庭において使用することを目的として設計したものに限るものとし、水の吸入口と噴出口とが構造上一体となっているものであって専ら加熱のために水を循環させるもの及び循環させることができる水の最大の流量が10リットル毎分未満のものを除く。

対象となる例：ジェットバス、24時間風呂

### ライター

たばこ以外のものに点火する器具を含み、燃料の容器と構造上一体となっているものであって当該容器の全部又は一部にプラスチックを用いた家庭用のものに限る。

対象となる例：ライター、多目的ライター（点火棒、ユーティリティライター）

**特定保守製品（9品目） ※都市ガス用、LPガス用はそれぞれ1品目と数える。**

**屋内式ガス瞬間湯沸器（都市ガス用、LPガス用）**

ガス、液化石油ガスの消費量が70キロワット以下のものであって、屋外式のものを除く。

**石油給湯機**

灯油の消費量が70キロワット以下のものであって、熱交換器容量が50リットル以下のものに限る。（「ボイラー」や「ふろがま」と称して販売されているものであっても、給湯機能が何らかの形で備わっているものであれば、屋内式、屋外式とも対象となる。）

**屋内式ガスバーナー付ふろがま（都市ガス用、LPガス用）**

ガス、液化石油ガスの消費量が21キロワット（専用の給湯部を有するものにあっては、91キロワット）以下のガスバーナー付のものであって、屋外式のものを除く。

**石油ふろがま**

灯油の消費量が39キロワット以下のものに限る。

**ビルトイン式電気食器洗機**

定格電圧が100～300ボルト、定格消費電力が500ワット以下の電動機を使用し、システムキッチンに組み込むことができるように設計されたものであって、熱源として電気を使用するものに限る。

**密閉燃焼（FF）式石油温風暖房機**

定格電圧が100～300ボルト、定格消費電力が500ワット以下、密閉燃焼式のものであって、灯油の消費量が12キロワット以下のものに限る。

**浴室用電気乾燥機**

定格電圧が100～300ボルト、定格消費電力が10キロワット以下のものであって、電熱装置を有するものに限る。（ガスで沸かした温水を利用するタイプのもの是对象外です。なお、浴室用電気乾燥機には、換気機能がないものや、暖房機能がないものもあるが、乾燥機能を有するものはすべて対象となる。）

## 「重大製品事故情報報告・公表制度」 2007年施行

重大製品事故とは

①一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生した事故のうち、危害が重大であるもの。

- ・死亡事故
- ・重傷病事故（治療に要する期間が30日以上  
の負傷・疾病）又は後遺障害事故
- ・一酸化炭素中毒事故

②消費生活用製品が滅失し、又はき損した事故であって、一般消費者の生命又は身体に対する重大な危害が生ずるおそれのあるもの。

- ・火災（消防が確認したもの）

消費生活用製品安全法の改正で、製品事故情報の報告・公表制度ができます。

報告（新設）

死亡、重傷病、火災などの重大な製品事故が発生した場合、メーカーや輸入業者は、**国に事故報告を実施（義務）し、国は情報を的確に把握する。**

公表（新設）

国は、事故情報を収集・分析し、その結果を広く国民に公表して、**第二の重大製品事故を防止する。**

命令

国は、メーカーや輸入業者に安全でない**製品の製造や輸入を禁止**したり、**回収するよう命令**する。



#### (4) 「安全」に関する法律～製造物責任法～(1994年施行)

**製造物責任法（PL法）**とは、製造物の欠陥によって生命、身体または他の財産に損害を被った場合に、被害者は製造業者等に対して損害賠償を求めることができる法律

#### **対象となる製造物**

製造物を「製造または加工された動産」と定義している。一般的には工業的に大量生産され平成7年7月1日以降に流通している製品が該当する。

- ・工業的に大量生産された製品
- ・不動産の一部となっている動産→ 窓ガラス、ドアなど
- ・加工された農林畜水産物→ 缶詰、菓子、冷凍食品、小麦粉、食用油、ジュース、マーガリンなど

#### **損害賠償請求**

PL法に基づいて損害賠償請求するには

- 1.製造物に欠陥があったこと
- 2.拡大損害が発生したこと
- 3.製造物の欠陥により損害が生じたこと

この三つの事実を証明する必要がある。

## 事故が起きたときの対応

- 1.事故現場の状況を保存する。または、事故品や周囲の状況を写真やビデオに撮るなどして、現場の状況を保存すること
- 2.病院でケガを治療した場合は、領収書や診断書をとっておくこと
- 3.証拠となる書類は念のためコピーしておくこと
- 4.事故品などを製造業者や警察・消防署などに渡すときは、必ず預かり証を受け取ること

## (5) 「安全」に関する法律～有害家庭用品規制法～(1973年制定)

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」は1973(S48)年に制定された。繊維製品のうち化学物質(樹脂加工剤、防菌・防カビ剤、防虫加工剤、防炎加工剤)による危害発生の恐れがあるものに適用される。

家庭用品に含有される物質のうち、人の健康に被害を生ずるおそれがある物質を「有害物質」として指定するとともに、家庭用品を指定し、有害物質の含有量等についての必要な基準を定める(第4条)。なお、基準に適合しない家庭用品の販売は禁止されている。

## 規制等の概要

- 1) 対象 幼児用の繊維製品、下着等の繊維製品、家庭用洗剤等
- 2) 規格・基準、検査等の概要 家庭用品に含まれる有害物質の含有量等を定めている。

## コラム 規格の適正化、計量の適正化

↓  
消費者基本法の基本施策の1つにあがっている

### 「規格の適正化」

JIS法が定めるJIS規格(2019年から日本産業規格)

JAS法が定めるJAS規格(日本農林規格)

### 標準化のメリット

- ・ 利便性や相互性の確保
- ・ 生産のコストダウン
- ・ 開発のスピードアップ
- ・ 安全の確保
- ・ 環境保全への配慮

JIS規格:日本産業規格 (JIS = Japanese Industrial Standardsの略)

日本の産業製品に関する規格や測定法などが定められた日本の国家規格のこと。

標準化 (Standardization) とは、「自由に放置すれば、多様化、複雑化、無秩序化する事柄を少数化、単純化、秩序化すること」である。また、標準 (=規格: Standards) は、標準化によって制定される「取決め」と定義される。

家庭洗濯等の取り扱い表示 → 国際規格 ISO(国際標準化機構)

### 「計量の適正化」 計量法(1993年全部改正)

計量法は、「①計量の基準を定める」こと、「②適正な計量の実施を確保」すること、この二点を通じて最終的に「③経済の発展及び文化の向上」に寄与することを目的としている。

計量とは、「長さ、体積、質量や温度などの法令で定める物象の状態の量を計ること」と定義されている。

## 課題

「安全」に関する法律は、いろいろあります。  
繊維製品に関する安全について、まとめてください。